

刑不上大夫  
(刑は大夫に上さず)

『礼記』典礼より  
(瀧川政次郎『非理法權天』を参照)



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

第20号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から

『刑罪大秘録』



\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介します。



### 旗揚げ：ハタアゲ

「新党の旗揚げ」などという言葉をよく耳にしますが、「旗揚げ」という表現はもともと「兵を擧げる」という意味で、鎌倉時代頃から史料上に現れます。これは、旗が合戦の場において隊の象徴であったことと深く結びついています。また「篠村八幡宮文書」に残る、足利高氏が幕府打倒の兵を擧げた際の史料には「立白旗於楊木本」という表現があり、「旗を立てる」という言葉も同じ意味で用いられていたようです。

## 第5回 『刑罪大秘録』

今回紹介する『刑罪大秘録』は、江戸時代の法制度に関する史料です。本史料には、当時おこなわれていた取調や刑罰の執行など、江戸時代の刑事法に関する事柄が、多くの絵図を用いて視覚的に記されており、読む者の目を惹きます。法務図書館には、本史料のように、江戸時代以前の法制度や裁判に関係するものも多く所蔵されているのです。

さて、ここでは、その『刑罪大秘録』に掲げられた中でも、江戸時代におこなわれた刑罰の一種、「入墨」に注目してみましょう。「入墨」とは、江戸時代中期に徳川吉宗のもとで一般的な採用をみた刑罰とされ、腕などに入れ墨をする身体刑であり、主として盜犯に科されました。「法」は全国で統一しておこなわれるという今日われわれが抱いている認識からすると、不思議に感じられるでしょうが、幕府領である各奉行所や、各藩で、それぞれ独自の形をもった「入墨」が彫られました。そのことによって一般の人々は、どこで罪を犯した者であるかを一見して知ることができたのです(石井良助『江戸の刑罰』)。左に掲げた写真(下段)には、幕府が治めていた京・大坂・長崎における「入墨」の態様が記されていますが、それぞれ位置や形が異なっていることを確認できるかと思います。

なお、財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿 上』には、各地における「入墨」の態様が掲載されており、例えば、紀州(現在の和歌山県など)では右腕に「悪」の文字が、また筑前(現在の福岡県の一部)では初犯・再犯で額にそれぞれ文字の一部が彫られ、三犯にいたると「犬」の字が完成するなど、多種多様な「入墨」刑の執行方法があったことをうかがえます。

このように、江戸時代の諸藩には、独自の刑法や刑罰体系を持ち、運用していたところが少なくありませんでした。各藩においてみられるバラエティに富んだ「入墨」の態様は、現在と異なる、当時ならではの法のあり方を示したものといえます。

# 史跡探訪

## こたかけいじょうあと 小鷹刑場跡

表面でも述べたように、江戸時代、裁判と刑の執行に関する権限は各地に割拠する諸藩に委ねられていました。南部盛岡藩においても例外ではなく、天保7年（1836）建立の供養塔から、かつての処刑場跡に思いをはせることができます。今回紹介する「小鷹刑場跡」は、明治維新によって新たな行刑制度が誕生するまで、300年にわたって盛岡藩の御仕置場としての役割を担っていました。文化6年（1809）、盛岡藩は徳川吉宗の「公事方御定書」を踏襲した、藩独自の刑罰法規「文化律」を制定します。文化律の規定によれば、重罪人は、「小鷹殺生場」において磔や獄門にかけられました。

ところで文化律には、現在の判例と類似の役割を果たした「先例」が収められています。そのなかに、承応2年（1653）6月16日「主人ヲ突殺候下人 於小鷹火罪」と、小鷹刑場にて火あぶりの刑が執行された事実がうかがえます。火罪は放火犯に対する復讐刑（タリオ）としての傾向の強い刑罰ですが、殺人罪に対する刑として用いられたことは、興味深い事例



小鷹刑場供養塔



小鷹橋バス停

といえるでしょう。刑場周辺に流れていた川は、「罪川」と呼ばれていたそうです（長岡高人編『もおか物語 第4集 一仙北町かいわいー』）。かつての面影はありませんが、周辺のバス停にはその名残がみられます。



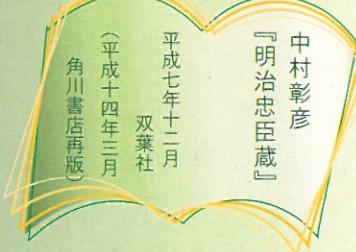
### 歴史の壺クイズ

鎌倉幕府の執権であった北条泰時の弟重時は、『六波羅殿御家訓』『極楽寺殿御消息』という二つの武家家訓を残しました。これらの家訓は日常生活の様々な事柄について記した興味深い史料ですが、以下のうちで、この家訓に記されていないものはどれでしょうか。

- 妻や子の話はよく聞くように。
- 扇は人の目に触れるので、高級な物を使うように。
- 人に手紙を出す時は、上手な人に書かせるように。

前回の答えは  
**3番！**

### 描かれた法



本書は、幕末明治期を得意とする歴史小説家中村彰彦氏が、北陸の古都金沢を舞台に「最後の仇討ち」とも呼ばれた事件を、現存する史料に従事して掘り起こし、詳密に描き出したものです。

明治2年（1869）8月7日朝、金沢城二の丸御殿で、藩政改革の旗頭であった執政本多政均が、改革に反対する藩士2人に惨殺されるという事件が起こりました。刺客はその場で捕らえられ、共犯者も捕縛されますが、主を害された本多家の家臣は、復仇のためまず犯人の身柄下げ渡しを、次には切腹の際の介錯を願い出ましたが許されず、判決直後に獄に押し入って犯人を殺害する計画を固めます。ところが藩庁は木戸も開かぬ払暁に刑を執行してしまった。家臣団の策は鳥有に帰してしまいます。本多家の家老は殺害された政均の従兄弟に当たる本多弥一で、以後、禁錮や閉門に処せられた共犯者を討つべく苦心を重ねます。大石内蔵助よろしく遊蕩に明け暮れて藩（後には金沢市）の嫌疑を避け、明治4年（1871）11月23日、一党15人が共犯者4人のうち3人を討ち取りました。この仇討ちは支配向きの許可なく行われましたから、15人中12人が切腹に処せられますが、金沢では彼らを十二烈士と讀みました。

司法省は5年7月、復讐の禁止を発議し、同年11月、弥一らが自刃、明けて6年2月、復讐の禁止が布告されました。中村氏は、この本多家の仇討ちが、復讐禁止立法を急がせたと指摘しています。